

岡崎市特別簡易型総合評価の事後審査について

令和7年4月1日以降に公告する**特別簡易型総合評価方式**の建設工事の審査は、価格競争と同様に事後審査とし、**落札候補者のみ審査**します。

※参加申込みは従来通り、電子入札システム(CALS/EC)から行います。

1 改正点及び注意点

- ①一般競争参加資格申請書(様式第1号)の提出を価格競争と同様の提出日にします。
- ②契約課で審査した点数と自己採点の点数に相違があっても、ペナルティはありません。
申請書の最後のシートに、集計表(自己採点表)があります。自動計算による表示となっているため、事業者様で入力負担が増えることはありませんが、提出前に確認のうえ提出してください。
- ③全ての評価項目に共通で、審査時に必要な資料は、自主的に開札日の前日までに提出いただければ評価します。申請時に、添付する必要はありません。岡崎市で確認できないもののみを提出とし、以前提出したもの(有効期限内の認定証等)は提出をしなくてもよいとします。開札日において申告内容が確認できなかった場合は、評価をしません。(提出するタイミングは3・4参照)
- ④落札候補者のみ審査します。(申請者が自己採点の点数を間違え順位に変動があった場合は、次に評価値が高い申請者を審査します。)
- ⑤落札候補者のみ審査するため、他申請者の評価点は自己採点の点数が公表されます。
- ⑥簡易型、標準型及び高度技術提案型は従前と同様に事前審査とします。

2 評価項目の注意点(評価誤りの過去事例)

令和6年度に申請者の自己採点と契約課で審査した点数の主な相違箇所を記載します。

企業の能力

【1-1 同種工事の施工実績:過去5年以内】

- ・同種工事の定義に示した請負金額未満の実績を記載
- ・CORINS 番号の誤記

配置予定技術者の能力

【2-1 同種工事の施工実績:過去5年以内】

- ・同種工事の定義に示した請負金額未満の実績を記載
- ・実績が配置予定技術者のものではないものを記載
- ・従事期間が工事の半分以下のものを記載

【2-3 同一業種の工事成績:前年度以降に完成させた工事】

- ・前年度以前のものを記載
- ・配置予定技術者の成績ではないものを記載

社会貢献

【3-3 次世代担い手技術者等の雇用:39歳以下】

- ・申請書提出の前日から過去2年間としているが、対象期間外の雇用

【3-4 次世代担い手技術者の配置:39歳以下】

- ・配置予定技術者(様式第1号に記載の方)の、年齢が39歳を超えている

【3-6 健康経営に関する取組み】

- ・「おかざき健康宣言事業所」の認定証のみで、協会けんぽに提出した取組報告書が無い

【3-8 週休2日制工事の取組み】

- ・土木系、建築系、水道系、その他の4つに分類されているが、対象業種以外の取組み

※特別簡易型評価基準の3注意事項(2)参照

https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1401/1411/p012792125_d/fil/koji-SH-kijuntoku-r60401.pdf

3 毎年度提出していただく必要がある資料(開札日の前日までに提出するもの)

- ・令和6年度に2回以上行ったボランティア活動資料(写真と報告書)及び令和7年度の予定
- ・継続教育 CPD の学習履歴証明書(開札日から遡った1年間又は前年度の1年間)
- ・障がい者の雇用状況の確認(障がい者雇用状況報告書又は障がい者手帳と雇用証明と全従業員数が分かる名簿等)※手帳の有効期限切れは更新後再提出
- ・次世代担い手技術者等(39歳以下)の雇用確認(名簿と雇用証明)

※申請書を提出する前日から過去2年間

- ・おかざき健康宣言事業所の取組状況報告書

※協会けんぽへ提出する前にコピーを取ること。

- ・業種別評価 水道系:夜間休日緊急対応実績報告書
- ・岡崎市発注工事における週休2日制工事取組証の写し

4 新規又は更新後(有効期限が切れた場合)に提出していただく必要がある資料

- ・岡崎市以外の施工実績を記載した場合、工事成績が分かる資料の写し
- ・愛知ファミリーフレンドリー企業の証明書の写し
- ・あいち女性輝きカンパニーの認証証明書の写し
- ・女性の活躍促進宣言の写し
- ・自転車通勤推進企業宣言プロジェクトの宣言企業若しくは優良企業の認定書の写し又はエゴ通勤優良事業所の認証登録証の写し
- ・おかざき健康宣言事業所の認定書の写し又は健康経営優良法人の認定証の写し
- ・名古屋保護観察所の協力雇用主の登録に関する連絡の写し
- ・業種別評価 建築系:応急危険度判定士登録証の証明書の写し(2名以上)
- ・岡崎市消防団協力事業所の表示証交付書の写し※次年度より提出対象

3、4の詳細については、特別簡易型評価基準を参照すること。また、4月以降の公告のものから、申請書の記入例に審査書類の提出時期等を記載した資料を追加しますので、確認すること。